

令和8年度 水道水質検査計画



馬淵川（しのぶ橋下流側）

一戸町上下水道課

水道事業において使用者の方々に毎日供給する水道水の安全と適切な管理を行うため、定期的な水質検査を実施してきたところでありますが、一戸町を取り巻く自然環境とこれまでの検査結果等を踏まえて令和8年度の水質検査計画を策定しました。

水質検査は、水道法に定める水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水質管理を行う上で重要な検査となりますので、今後は計画的に実施し適正な水質管理に努めるものであります。

【水質検査計画の内容】

- 1、 基本方針
- 2、 水道事業の概要
- 3、 水道の原水及び水道水の状況
- 4、 採水場所
- 5、 水質検査の項目、地点及び検査回数
- 6、 臨時の水質検査について
- 7、 水質検査の実施方法
- 8、 水質検査計画及び検査結果の公表方法
- 9、 水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項
- 10、 関係者との連携
- 11、 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

1、基本方針

- (1) 水道事業により供給される水道水が給水栓において水質基準に適合しているか確認するため、定期的に水質検査を実施します。また、必要に応じて臨時検査を行います。
- (2) 採水場所は、浄水場の入口で原水（浄水処理する前の水）を採水し、水源ごとに末端の給水栓で浄水（浄水処理された後の水）を採水し検査を行います。
- (3) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、水質管理において留意すべき水質管理目標設定項目及び管理上必要と判断した項目について行います。
- (4) 検査回数は、水源の種類、環境条件及びこれまでの検査結果を考慮して選定します。
- (5) 水質検査結果は、ホームページにて公表します。

2、水道事業の概要

(1) 区域概要

一戸町は、岩手県の内陸北部に位置し、北西は二戸市、南は岩手町、東は葛巻町と九戸村に接し、町の中心部から県庁所在地の盛岡市へは 65 km、青森県の中核都市である八戸市へは 49 kmの距離にあり、東西 18.46 km、南北 24.05 km、周囲は 93.45 km、面積 300.03 km²の地域にあり、山林・原野が約 60%を占めています。南西部に位置する標高 1,018mの西岳を頂点に、その山麓から 400～500mは高原地帯、また周囲の丘陵地には田園や森林が広がり、夏と冬、昼と夜の温度差が激しい内陸性の気候となっており、高冷地にある奥中山高原ではレタスなどの高原野菜、酪農業が盛んであり、全域的には水稲が農業の主として行われています。

町内にある「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の構成資産の一つである御所野遺跡は、令和 3 年 7 月に世界遺産に登録され、地域にさらなる活力をもたらすことが大いに期待されています。

(2) 事業概要

一戸町の水道は、一級河川馬淵川水系馬淵川を水源とする一戸上水道と、西岳の湧水を水源とする奥中山上水道により水道水を供給しています。

① 給水状況

区 分	一戸上水道	奥中山上水道	計
給水区域面積 (km ²)	18.9	60.5	79.4
給水区域内人口 (人)	6,142	4,232	10,374
現在給水人口 (人)	5,532	3,219	8,751
現在給水戸数 (戸)	2,764	1,563	4,327
普及率 (%)	90.1	76.1	84.3

令和6年度水道統計より

② 配水系統の概要(図1参照)

区 分	一戸上水道	奥中山上水道
主 な 給 水 区 域	一戸、鳥海、鳥越、根反、樋ノ口、檜山地区	奥中山、宇別、小鳥谷、姉帯、女鹿、田中開拓、平糠、小繫地区
送 水 施 設	9 箇所	7 箇所
配 水 施 設	13 箇所	13 箇所

③ 浄水施設の概要

区 分	一戸上水道	奥中山上水道
浄水場(施設)名	一戸浄水場	西岳浄水場
所 在 地	一戸町一戸字砂森 143-2	一戸町奥中山字西田子 662-1
水 源 名	1 級河川馬淵川水系馬淵川	西岳湧水
原 水 の 種 類	表流水	湧水
処 理 能 力	4,679 m ³ /日	2,790 m ³ /日
最 大 給 水 量	2,851 m ³ /日	2,150 m ³ /日
平 均 給 水 量	2,214 m ³ /日	1,548 m ³ /日
浄 水 処 理 方 法	急速ろ過方式 中間塩素処理 後塩素処理	紫外線処理方式 塩素処理
沈 殿 池	薬品沈殿 横流式沈殿池(傾斜板付)	
ろ 過 池	複層ろ過(アンスラサイト、マンガン砂、珪砂)	

令和6年度水道統計より

3、水道の原水及び水道水の状況

水道の原水状況として、原水の汚染要因及び水質管理の留意点は次のとおりです。

区 分	一戸上水道	奥中山上水道
原 水 の 汚 染 要 因	降雨等による高濁水の発生 藻類の発生 家畜排水 油類等の流出事故	降雨等による濁水の発生
水 質 管 理 の 留 意 点	濁度 pH 値 臭気物質 アンモニウム濃度	濁度 大腸菌 クリプトスポリジウム等

4、採水場所

(1) 蛇口における検査(浄水)

水源ごとに1地点以上の給水栓を選定し、水道事業により供給される水道水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場所として、配水管の末端等において水が停滞しやすい場所を含め設定します。水道法に基づく毎日検査は、浄水場及び各配水池系統の給水栓において、管理上必要とされる15地点を設定します。(図1参照)

(2) 原水における検査

原水水質の安全性を確認するため、馬淵川の取水口及び西岳湧水の導水管から採水を行い検査します。

5、水質検査の項目、地点及び検査回数

(1) 法令に基づく水質検査項目及び検査回数

水道の水質基準は、水道法第4条に基づいて環境省令によって定められおり、平成16年4月に大幅改正、平成26年4月に一部改正、平成27年4月1日に一部改正、令和7年6月の一部改正に伴い、水質基準全52項目について検査を行います。検査回数は、水道法施行規則第15条第1項第1号～第3号に基づいて表1のとおり実施し、検査回数を減じる理由は、表2のとおりです。

毎日検査は、色、濁り及び消毒の残留効果について1日1回検査します。(表3参照)

(2) 町が独自に行う水質検査

① 水質基準項目

過去の水質検査結果から検査回数を3年に1回まで減らすことのできる検査項目であっても、年1回の水質検査を行い、その結果について確認します。

② 水質管理目標設定項目(表4参照)

将来にわたり水道水の安全性を確保するため、水道事業者が水質管理上必要と判断した項目について検査を行うものです。一戸町は、全域的に水稻が農業の主として行われており、その使用農薬に関連した項目について検査を行います。対象項目については、町及びそれ以外の機関で行われた農薬項目の検査実績に基づいて設定し、検査時期については、対象農薬類の流通実績に合わせて適期を選定し行います。

③ クリプトスポリジウム、ジアルジア検査(表5参照)

クリプトスポリジウム等の検査は、一戸浄水場の急速ろ過処理及び西岳浄水場の紫外線処理の確認のため、浄水の検査を行います。

④ 水道水中の放射性物質検査

環境省は、食品中の放射性物質について「食品衛生法上の新基準値」を取りまとめ、飲料水の放射性セシウムの基準を1kgあたり10ベクレルに設定し、平成24年4月1日から施行されております。一戸町では平成29年度まで定期検査を実施していましたが、放射性物質が1度も検出されなかったことから、定期的な検査は実施せず、必要に応じて臨時の検査を行います。

⑤ カビ臭項目検査

平成29年8月に馬淵川でカビ臭原因物質である2-メチルイソボルネオール濃度が急上昇したことから、原水のカビ臭項目検査の回数を増加し、水源監視を強化します。

6、臨時の水質検査について

次のような水質変化が確認、若しくはそのおそれがある場合は、必要に応じて臨時の水質検査を行います。検査項目については、状況により決定しますが、基本的には、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物質(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度の11項目について、水質検査を行い水道水の

安全性を確認します。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他導水施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき。

7、水質検査の実施方法

定期及び臨時の水質検査については、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に委託して検査を行います。また、毎日検査の色、濁り、消毒の残留効果の3項目については、自己検査及び各配水系統末端付近の使用者へ委託し1日1回検査を行います。

8、水質検査計画及び検査結果の公表方法

水質検査計画は、事業年度の開始前に作成し上下水道課で閲覧できるほか、一戸町のホームページに掲載します。その計画に基づき実施した結果については定期的に公表し、需要者からの意見聴収についても同ホームページを主に活用するものとします。

9、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項

定期水質検査を委託する検査機関は、水道法第20条に基づき国土交通大臣及び環境大臣の登録を受け、令和7年度環境省精度管理調査結果について「第1群」と評価された機関で行います。

10、関係者との連携

- (1) 水道水が原因で健康被害が発生した場合には、国土交通省及び環境省及び岩手県(所轄保健所等)と連携し被害状況を把握します。
- (2) 水源で水質汚染事故が発生した場合には、河川管理者である国土交通省(青森河川国道事務所等)や岩手県から情報を得るほか、水質事故等連絡系統図などにより、八戸圏域水道企業団、大志田ダムといった関係機関と情報交換を図りながら現地調査を行い、水質管理に努め常に安全な水道水を供給します。

11、その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

(1) 水質検査結果の評価に関する事項

水質基準は、水道事業により供給される水道水が満たすべき水質上の要件であり、すべてにおいて満たされる必要があります。水質検査結果については、水質基準の遵守及び管理目標値の確認はもちろんですが、水道施設を取り巻く環境等を考慮し水道水の総合的な評価を行い、浄水処理の工程及び水質管理に活用し、安全で良質な水道水の供給に反映させるものです。

(2) 水質検査計画の見直しに関する事項

水質検査計画の見直しは、水質検査結果(過去3年間の結果も含みます)と水源流域の状態に基づいて行います。また、需要者から寄せられた水質検査計画及び検査結果に関するご意見等も参考にさせていただきます。

表1 法令に基づく水質検査項目及び検査回数

【水質基準項目】

No.	水質基準項目	水質基準値	法令上設定される最低回数	一戸上水道			奥中山上水道			区分
				過去3年間の最大値	検査回数[回/年]		過去3年間の最大値	検査回数[回/年]		
					浄水	原水		浄水	原水	
基01	一般細菌	100 個/ml以下	月1回以上	0 個/ml	12	1	0 個/ml	12	1	病原微生物
基02	大腸菌	不検出		不検出	12	1	不検出	12	1	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ以下	3年に1回以上	0.0003 mg/ℓ未満	1	1	0.0003 mg/ℓ未満	1	1	金属類
基04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ以下		0.00005 mg/ℓ未満	1	1	0.00005 mg/ℓ未満	1	1	
基05	セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下		0.001 mg/ℓ未満	1	1	0.001 mg/ℓ未満	1	1	
基06	鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下		0.001 mg/ℓ未満	1	1	0.001 mg/ℓ未満	1	1	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下		0.001 mg/ℓ未満	1	1	0.001 mg/ℓ未満	1	1	
基08	六価クロム化合物	0.02 mg/ℓ以下		0.002 mg/ℓ未満	1	1	0.002 mg/ℓ未満	1	1	
基09	亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ以下	年4回以上	0.004 mg/ℓ未満	4	1	0.004 mg/ℓ未満	4	1	無機物
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/ℓ以下		0.001 mg/ℓ未満	4	1	0.001 mg/ℓ未満	4	1	消毒副生成物
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以下	3年に1回以上	1.41 mg/ℓ	4	1	0.41 mg/ℓ	4	1	無機物
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ以下		0.08 mg/ℓ未満	1	1	0.08 mg/ℓ未満	1	1	
基13	ホウ素及びその化合物	1 mg/ℓ以下		0.1 mg/ℓ未満	1	1	0.1 mg/ℓ未満	1	1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下		0.0002 mg/ℓ未満	1	1	0.0002 mg/ℓ未満	1	1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下		0.005 mg/ℓ未満	1	1	0.005 mg/ℓ未満	1	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下		0.004 mg/ℓ未満	1	1	0.004 mg/ℓ未満	1	1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下		0.002 mg/ℓ未満	1	1	0.002 mg/ℓ未満	1	1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下		0.001 mg/ℓ未満	1	1	0.001 mg/ℓ未満	1	1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下		0.001 mg/ℓ未満	1	1	0.001 mg/ℓ未満	1	1	
基20	PFOS及びPFOA	0.00005 mg/ℓ以下		0.00005 mg/ℓ以下	4	1	0.00005 mg/ℓ以下	4	1	
基21	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	年4回以上	0.001 mg/ℓ未満	1	1	0.001 mg/ℓ未満	1	1	消毒副生成物
基22	塩素酸	0.6 mg/ℓ以下		0.25 mg/ℓ	4		0.06 mg/ℓ未満	4		
基23	クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ以下		0.002 mg/ℓ未満	4		0.002 mg/ℓ未満	4		
基24	クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下		0.019 mg/ℓ	4		0.001 mg/ℓ未満	4		
基25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ以下		0.005 mg/ℓ	4		0.002 mg/ℓ未満	4		
基26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/ℓ以下		0.004 mg/ℓ	4		0.001 mg/ℓ未満	4		
基27	臭素酸	0.01 mg/ℓ以下		0.001 mg/ℓ未満	4		0.001 mg/ℓ未満	4		
基28	総トリハロメタン	0.1 mg/ℓ以下		0.033 mg/ℓ	4		0.001 mg/ℓ未満	4		
基29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ以下		0.011 mg/ℓ	4		0.002 mg/ℓ未満	4		
基30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/ℓ以下		0.011 mg/ℓ	4		0.001 mg/ℓ未満	4		
基31	ブロモホルム	0.09 mg/ℓ以下	0.001 mg/ℓ未満	4		0.001 mg/ℓ未満	4			
基32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ以下	0.008 mg/ℓ未満	4		0.008 mg/ℓ未満	4			
基33	亜鉛及びその化合物	1 mg/ℓ以下	3年に1回以上	0.005 mg/ℓ未満	1	1	0.005 mg/ℓ未満	1	1	金属類
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ以下		0.05 mg/ℓ	4	1	0.02 mg/ℓ未満	1	1	
基35	鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ以下		0.06 mg/ℓ	1	1	0.03 mg/ℓ未満	1	1	
基36	銅及びその化合物	1 mg/ℓ以下		0.01 mg/ℓ未満	1	1	0.01 mg/ℓ未満	1	1	
基37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ以下	月1回以上	8 mg/ℓ	1	1	3 mg/ℓ	1	1	無機物
基38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ以下		0.005 mg/ℓ未満	1	1	0.005 mg/ℓ未満	1	1	金属類
基39	塩化物イオン	200 mg/ℓ以下	3年に1回以上	0 mg/ℓ	12	1	0 mg/ℓ	12	1	その他
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ以下		45 mg/ℓ	1	1	25 mg/ℓ	1	1	
基41	蒸発残留物	500 mg/ℓ以下	月1回以上	102 mg/ℓ	4	1	64 mg/ℓ	1	1	無機物
基42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ以下		0.02 mg/ℓ未満	1	1	0.02 mg/ℓ未満	1	1	
基43	ジェオスミン	0.00001 mg/ℓ以下	3年に1回以上	0.000002 mg/ℓ	1	5	0.000001 mg/ℓ未満	1		有機物
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/ℓ以下		0.000001 mg/ℓ	1	5	0.000001 mg/ℓ	1		
基45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ以下	月1回以上	0.004 mg/ℓ未満	1	1	0.004 mg/ℓ未満	1	1	その他
基46	フェノール類	0.005 mg/ℓ以下		0.0005 mg/ℓ未満	1	1	0.0005 mg/ℓ未満	1	1	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/ℓ以下	月1回以上	0 mg/ℓ	12	1	0 mg/ℓ未満	12	1	
基48	pH値	5.8~8.6		0	12	1	0	12	1	
基49	味	異常でない		異常なし	12	1	異常なし	12	1	
基50	臭気	異常でない		異常なし	12	1	異常なし	12	1	
基51	色度	5 度以下		0	12	1	0 未満	12	1	
基52	濁度	2 度以下		0	12	1	0 未満	12	1	

表2 水質検査回数を減ずる項目(水道法施行規則第15条第1項第1号～第3号)

(1) 法令上の検査回数(おおむね1ヶ月に1回以上)

項目番号	項目	法令上の検査 回数の省略	本計画の検査回数		本計画の検査回数の省略理由
			一戸上水道	奥中山上水道	
基01	一般細菌	不可	1回/月	1回/月	不可
基02	大腸菌	不可	1回/月	1回/月	
基39	塩化物イオン	注1	1回/月	1回/月	連続的に計測及び記録されていないため、省略不可とする。
基47	有機物質(TOC)	注1	1回/月	1回/月	
基48	pH値	注1	1回/月	1回/月	
基49	味	注1	1回/月	1回/月	
基50	臭気	注1	1回/月	1回/月	
基51	色度	注1	1回/月	1回/月	
基52	濁度	注1	1回/月	1回/月	
基43	ジェオスミン	注2	1回/年	1回/年	(一戸上水道) 馬淵川を水源としているため、藻類発生時期に合わせて年1回の検査を行い状況を確認する。また、発生状況把握のため町独自で原水を年5回の検査を実施し、発生状況によっては浄水の検査回数を追加する。 (奥中山上水道) 湧水を水源とし藻類発生が無いため、年1回の検査を行い状況を確認する。
基44	2-MIB	注2	1回/年	1回/年	

(2) 法令上の検査回数(おおむね3ヶ月に1回以上)

項目番号	項目	法令上の検査 回数の省略	本計画の検査回数		本計画の検査回数の省略理由
			一戸上水道	奥中山上水道	
基03	カドミウム及びその化合物	注3	1回/年	1回/年	過去3年間の検査結果がすべて基準値の5分の1以下であること。
基04	水銀及びその化合物	注3	1回/年	1回/年	
基05	セレン及びその化合物	注3	1回/年	1回/年	
基06	鉛及びその化合物	注3	1回/年	1回/年	
基07	ヒ素及びその化合物	注3	1回/年	1回/年	
基08	六価クロム化合物	注3	1回/年	1回/年	
基09	亜硝酸態窒素	注3	4回/年	4回/年	原水水質に影響を及ぼす可能性がある項目ため、過去3年間の検査結果がすべて基準値の10分の1以下であっても省略不可とする。
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	4回/年	4回/年	不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	注3	4回/年	4回/年	原水水質に影響を及ぼす可能性がある項目ため、過去3年間の検査結果がすべて基準値の5分の1以下であっても省略不可とする。
基12	フッ素及びその化合物	注3	1回/年	1回/年	過去3年間の検査結果がすべて基準値の10分の1以下であること。
基13	ホウ素及びその化合物	注3	1回/年	1回/年	
基14	四塩化炭素	注3	1回/年	1回/年	
基15	1,4-ジオキサン	注3	1回/年	1回/年	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	注3	1回/年	1回/年	

項目番号	項目	法令上の検査 回数の省略	本計画の検査回数		本計画の検査回数の省略理由
			一戸上水道	奥中山上水道	
基17	ジクロロメタン	注3	1回/年	1回/年	過去3年間の検査結果がすべて基準値の10分の1以下であること。
基18	テトラクロロエチレン	注3	1回/年	1回/年	
基19	トリクロロエチレン	注3	1回/年	1回/年	
基20	PFOS及びPFOA	不可	4回/年	4回/年	
基21	ベンゼン	注3	1回/年	1回/年	過去3年間の検査結果がすべて基準値の10分の1以下であること。
基22	塩素酸	不可	4回/年	4回/年	不可
基23	クロロ酢酸	不可	4回/年	4回/年	
基24	クロロホルム	不可	4回/年	4回/年	
基25	ジクロロ酢酸	不可	4回/年	4回/年	
基26	ジブロモクロロメタン	不可	4回/年	4回/年	
基27	臭素酸	不可	4回/年	4回/年	
基28	総トリハロメタン	不可	4回/年	4回/年	
基29	トリクロロ酢酸	不可	4回/年	4回/年	
基30	ブロモジクロロメタン	不可	4回/年	4回/年	
基31	ブロモホルム	不可	4回/年	4回/年	
基32	ホルムアルデヒド	不可	4回/年	4回/年	
基33	亜鉛及びその化合物	注3	1回/年	1回/年	過去3年間の検査結果がすべて基準値の10分の1以下であること。
基34	アルミニウム及びその化合物	注3	4回/年	1回/年	(奥中山上水道)過去3年間の検査結果がすべて基準値の5分の1以下であること。
基35	鉄及びその化合物	注3	1回/年	1回/年	過去3年間の検査結果がすべて基準値の10分の1以下であること。
基36	銅及びその化合物	注3	1回/年	1回/年	
基37	ナトリウム及びその化合物	注3	1回/年	1回/年	
基38	マンガン及びその化合物	注3	1回/年	1回/年	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	注3	1回/年	1回/年	過去3年間の検査結果がすべて基準値の5分の1以下であること。
基40	蒸発残留物	注3	4回/年	1回/年	(奥中山上水道)過去3年間の検査結果がすべて基準値の5分の1以下であること。
基42	陰イオン界面活性剤	注3	1回/年	1回/年	過去3年間の検査結果がすべて基準値の10分の1以下であること。
基45	非イオン界面活性剤	注3	1回/年	1回/年	過去3年間の検査結果がすべて基準値の5分の1以下であること。
基46	フェノール類	注3	1回/年	1回/年	過去3年間の検査結果がすべて基準値の10分の1以下であること。

(注1) 連続的に計測及び記録されている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上とすることができる。

(注2) 藻類発生が少なく、検査が不要であると明らかな時期は除くことができる。

(注3) 水源に水、有害物質を排出する周辺の施設の設定状況から原水の水質が大きく変わるおそれがない場合であって

- ① 過去3年間の検査結果がすべて基準値の5分の1以下で ある場合は概ね1年に1回以上とすることができる。
- ② 過去3年間の検査結果がすべて基準値の10分の1以下である場合は概ね3年に1回以上とすることができる。

表3 法令に基づく水質検査項目及び検査回数

【 毎日検査項目 】

[浄水]

No.	1日1回行う検査項目	評価	検査回数 [回/年]	備考
毎01	色	異常でないこと	365	水道法施行規則
毎02	濁り	異常でないこと	365	第15条第1項第1号
毎03	残留塩素	0.1mg/ℓ以上	365	による

表4 町が独自に行う水質検査項目及び検査回数

【 水質管理目標設定項目(農薬類) 】

[原水]

No.	水質基準項目	目標値	一戸上水道 検査回数 [回/年]	奥中山上水道 検査回数 [回/年]	用途
管 農15	イソプロチオラン	0.3 mg/ℓ以下	2		殺菌剤 殺虫剤
管 農19	エスプロカルブ	0.03 mg/ℓ以下	1		除草剤
管 農79	ピロキロン	0.05 mg/ℓ以下	1		殺菌剤
管 農92	プレチラクロール	0.05 mg/ℓ以下	1		除草剤
管 農118	メフェナセツト	0.02 mg/ℓ以下	1		除草剤

表5 町が独自に行う水質検査項目及び検査回数

No.	独自に行う検査項目	一戸上水道		奥中山上水道	
		検査回数[回/年]	検査回数[回/年]	検査回数[回/年]	検査回数[回/年]
		原水	浄水	原水	浄水
独01	水質基準41項目	1		1	
独02	溶存酸素(DO)	1			
独03	生物化学的酸素要求量(BOD)	1			
独04	浮遊物質(SS)	1			
独05	化学的酸素要求量(COD)	1			
独06	大腸菌群数	1			
独07	クリプトスポリジウム	1		1	
独08	ジアルジア	1		1	
独11	ジェオスミン	5			
独12	2-メチルインボルネオール	5			
独14	指標菌(嫌気性芽胞菌)	1		1	

別紙 1

1、水質基準項目検査計画表

令和8年度

(1) 一戸上水道

[検体：浄水]

項目番号	項目名	検査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	1					○							
4	水銀及びその化合物	1					○							
5	セレン及びその化合物	1					○							
6	鉛及びその化合物	1					○							
7	ヒ素及びその化合物	1					○							
8	六価クロム化合物	1					○							
9	亜硝酸態窒素	4		○			○			○			○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4		○			○			○			○	
12	フッ素及びその化合物	1					○							
13	ホウ素及びその化合物	1					○							
14	四塩化炭素	1					○							
15	1,4-ジオキサン	1					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1					○							
17	ジクロロメタン	1					○							
18	テトラクロロエチレン	1					○							
19	トリクロロエチレン	1					○							
20	PFOS及びPFOA	4		○			○			○			○	
21	ベンゼン	1					○							
22	塩素酸	4		○			○			○			○	
23	クロロ酢酸	4		○			○			○			○	
24	クロロホルム	4		○			○			○			○	
25	ジクロロ酢酸	4		○			○			○			○	
26	ジブromクロロメタン	4		○			○			○			○	
27	臭素酸	4		○			○			○			○	
28	総トリハロメタン	4		○			○			○			○	
29	トリクロロ酢酸	4		○			○			○			○	
30	ブromジクロロメタン	4		○			○			○			○	
31	ブromホルム	4		○			○			○			○	
32	ホルムアルデヒド	4		○			○			○			○	
33	亜鉛及びその化合物	1					○							
34	アルミニウム及びその化合物	4		○			○			○			○	
35	鉄及びその化合物	1					○							
36	銅及びその化合物	1					○							
37	ナトリウム及びその化合物	1					○							
38	マンガン及びその化合物	1					○							
39	塩化物イオン	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1					○							
41	蒸発残留物	4		○			○			○			○	
42	陰イオン界面活性剤	1					○							
43	ジェオスミン	1					○							
44	2-メチルイソボルネオール	1					○							
45	非イオン界面活性剤	1					○							
46	フェノール類	1					○							
47	有機物質(TOC)	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	pH値	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	味	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	臭気	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	色度	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	濁度	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	計		9項目	24項目+2項目	9項目	9項目	52項目	9項目	9項目	24項目+2項目	9項目	9項目	24項目+2項目	9項目

(2) 奥中山上水道

[検体：浄水]

項目番号	項目名	検査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	1					○							
4	水銀及びその化合物	1					○							
5	セレン及びその化合物	1					○							
6	鉛及びその化合物	1					○							
7	ヒ素及びその化合物	1					○							
8	六価クロム化合物	1					○							
9	亜硝酸態窒素	4		○			○			○			○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4		○			○			○			○	
12	フッ素及びその化合物	1					○							
13	ホウ素及びその化合物	1					○							
14	四塩化炭素	1					○							
15	1,4-ジオキサン	1					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1					○							
17	ジクロロメタン	1					○							
18	テトラクロロエチレン	1					○							
19	トリクロロエチレン	1					○							
20	PFOS及びPFOA	4		○			○			○			○	
21	ベンゼン	1					○							
22	塩素酸	4		○			○			○			○	
23	クロロ酢酸	4		○			○			○			○	
24	クロロホルム	4		○			○			○			○	
25	ジクロロ酢酸	4		○			○			○			○	
26	ジブromクロロメタン	4		○			○			○			○	
27	臭素酸	4		○			○			○			○	
28	総トリハロメタン	4		○			○			○			○	
29	トリクロロ酢酸	4		○			○			○			○	
30	ブromジクロロメタン	4		○			○			○			○	
31	ブromホルム	4		○			○			○			○	
32	ホルムアルデヒド	4		○			○			○			○	
33	亜鉛及びその化合物	1					○							
34	アルミニウム及びその化合物	1					○							
35	鉄及びその化合物	1					○							
36	銅及びその化合物	1					○							
37	ナトリウム及びその化合物	1					○							
38	マンガン及びその化合物	1					○							
39	塩化物イオン	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1					○							
41	蒸発残留物	1					○							
42	陰イオン界面活性剤	1					○							
43	ジェオスミン	1					○							
44	2-メチルイソボルネオール	1					○							
45	非イオン界面活性剤	1					○							
46	フェノール類	1					○							
47	有機物質(TOC)	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	pH値	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	味	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	臭気	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	色度	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	濁度	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	計		9項目	24項目	9項目	9項目	52項目	9項目	9項目	24項目	9項目	9項目	24項目	9項目

2、独自検査及び水質管理目標設定項目計画表

○ 月1回
 ○○ 月2回

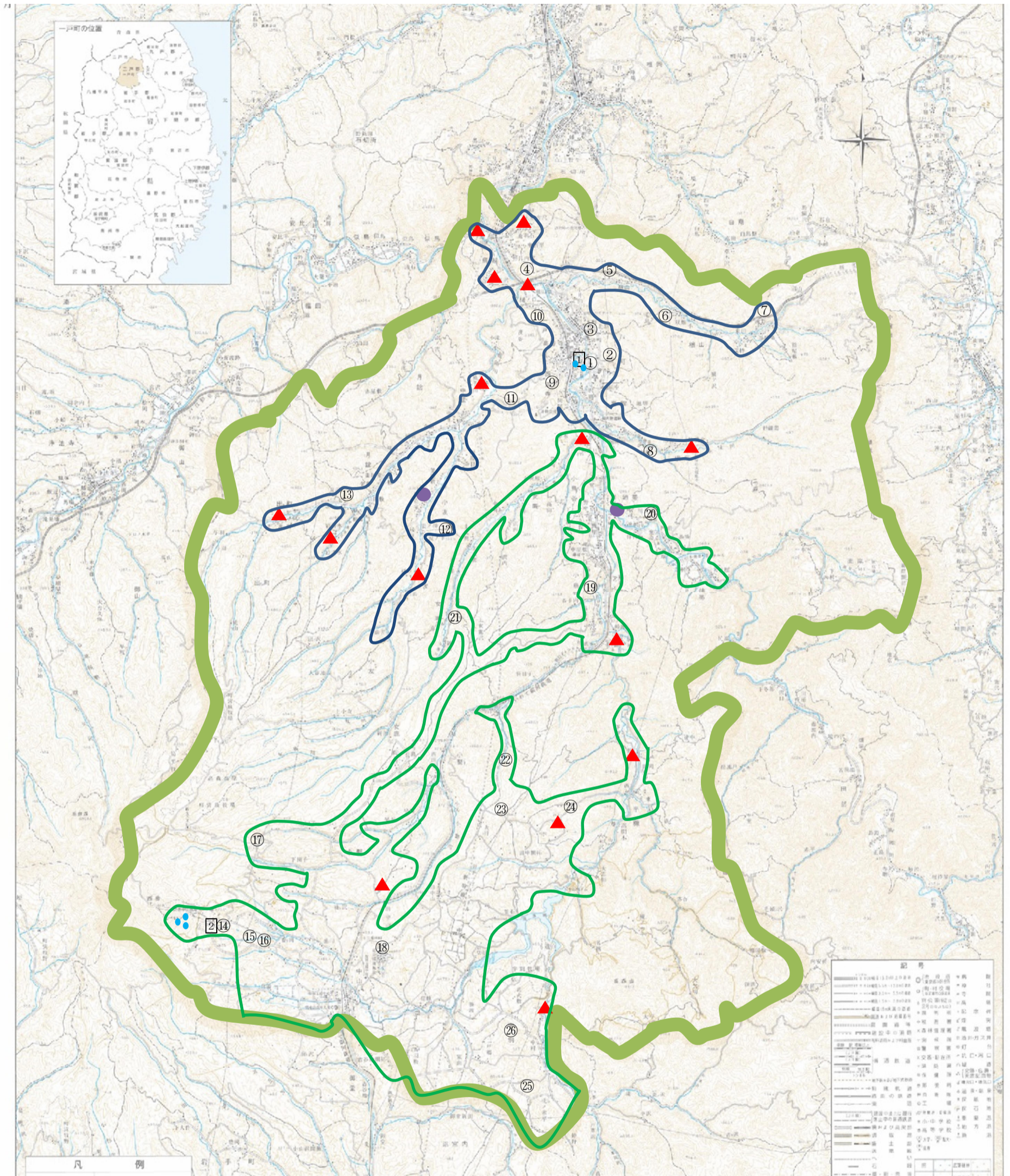
令和8年度

区分	項目番号	項目名	検体	検査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一戸上水道	独 01	水質基準41項目	原水	1					○							
	独 02	溶存酸素(DO)	原水	1					○							
	独 03	生物化学的酸素要求量(BOD)	原水	1					○							
	独 04	浮遊物質(SS)	原水	1					○							
	独 05	化学的酸素要求量(COD)	原水	1					○							
	独 06	大腸菌数	原水	1					○							
	独 07	クリプトスポリジウム	原水	1				○								
	独 08	ジアレルギー	原水	1				○								
	独 11	ジェオスミン ※	原水	5				○	○○	○	○					
	独 12	2-メチルインボルネオール ※	原水	5				○	○○	○	○					
	独 14	指標菌(嫌気性芽胞菌)	原水	1					○							
	管 農15	インプロチオラン	原水	2		○			○							
	管 農19	エスプロカルブ	原水	1		○										
	管 農79	ピロキロン	原水	1					○							
管 農92	プレチラクロール	原水	1		○											
管 農118	メフェナセット	原水	1		○											
奥中山上水道	独 01	水質基準41項目	原水	1					○							
	独 07	クリプトスポリジウム	原水	1				○								
	独 08	ジアレルギー	原水	1				○								
	独 14	指標菌(嫌気性芽胞菌)	原水	1					○							

※ジェオスミンおよび2-メチルインボルネオールについては、馬淵川流域の事業者との調整を行ったうえで検査の日程・回数を決定する。

(図1)

一戸町給水区域図



- 【凡 例】**
- 一戸上水道
 - 奥中山上水道
 - 囲みの数字は浄水場、(1)：一戸浄水場 (2)：西岳浄水場
 - 囲みの数字は配水池 (詳細は右枠に記載)
 - 水源
 - 一戸上水道：馬淵川表流水
 - 奥中山上水道：湧水
 - 【水質検査地点】**
 - ▲ 毎日検査
 - 定期検査 (浄水場も定期検査を実施)

- 【配水池】**
- | | | |
|----------|--------------|-----------|
| ① 一戸浄水池 | ⑩ 樋ノ口配水池 | ⑲ 小鳥谷配水池 |
| ② 高区配水池 | ⑪ 中里配水池 | ⑳ 姉帯配水池 |
| ③ 低区配水池 | ⑫ 小友配水池 | ㉑ 女鹿配水池 |
| ④ 鳥越配水池 | ⑬ 岩清水配水池 | ㉒ 小繋配水池 |
| ⑤ 楢山配水池 | ⑭ 西岳配水池 | ㉓ 田中開拓配水池 |
| ⑥ 双畑配水池 | ⑮ 高区配水池 (中山) | ㉔ 平糠配水池 |
| ⑦ 来田配水池 | ⑯ 低区配水池 (中山) | ㉕ 宇別第一配水池 |
| ⑧ 根反配水池 | ⑰ 上田子配水池 | ㉖ 宇別第二配水池 |
| ⑨ 西法寺配水池 | ⑱ コロニー配水池 | |

令和7年度水質検査結果一覧(浄水) 【 一戸上水道 】																	採水場所:中里配水地 配水管末端		
No.	項目名	区分	水質基準	2025/4/15	2025/5/13	2025/6/10	2025/7/15	2025/8/5	2025/9/17	2025/10/7	2025/11/11	2025/12/9	2026/1/20	2026/2/3	2026/3/5	回数	平均	最大	最小
1	一般細菌	健康関連	100個/ml以下	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0.08	1	0
2	大腸菌	健康関連	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	12	不検出		
3	カドミウム及びその化合物	健康関連	0.01mg/l以下					< 0.0003								1	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4	水銀及びその化合物	健康関連	0.0005mg/l以下					< 0.00005								1	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	健康関連	0.01mg/l以下					< 0.001								1	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6	鉛及びその化合物	健康関連	0.01mg/l以下					< 0.001								1	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	健康関連	0.01mg/l以下					< 0.001								1	< 0.001	< 0.001	< 0.001
8	六価クロム化合物	健康関連	0.02mg/l以下					< 0.002								1	< 0.002	< 0.002	< 0.002
9	亜硝酸態窒素	健康関連	0.04mg/l以下		< 0.004			< 0.004			< 0.004			< 0.004		4	< 0.004	< 0.004	< 0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	健康関連	0.01mg/l以下		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001		4	< 0.001	< 0.001	< 0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	健康関連	10mg/l以下		1.01			0.77			1.41			1.38		4	1.14	1.41	0.77
12	フッ素及びその化合物	健康関連	0.8mg/l以下					< 0.08								1	< 0.08	< 0.08	< 0.08
13	ホウ素及びその化合物	健康関連	1.0mg/l以下					< 0.1								1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
14	四塩化炭素	健康関連	0.002mg/l以下					< 0.0002								1	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15	1,4-ジオキサン	健康関連	0.05mg/l以下					< 0.005								1	< 0.005	< 0.005	< 0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	健康関連	0.04mg/l以下					< 0.004								1	< 0.004	< 0.004	< 0.004
17	ジクロロメタン	健康関連	0.02mg/l以下					< 0.002								1	< 0.002	< 0.002	< 0.002
18	テトラクロロエチレン	健康関連	0.01mg/l以下					< 0.001								1	< 0.001	< 0.001	< 0.001
19	トリクロロエチレン	健康関連	0.03mg/l以下					< 0.001								1	< 0.001	< 0.001	< 0.001
20	ベンゼン	健康関連	0.01mg/l以下					< 0.001								1	< 0.001	< 0.001	< 0.001
21	塩素酸	健康関連	0.6mg/l以下		< 0.06			0.15			0.1			< 0.06		4	< 0.093	0.15	< 0.06
22	クロロ酢酸	健康関連	0.02mg/l以下		< 0.002			< 0.002			< 0.002			< 0.002		4	< 0.002	< 0.002	< 0.002
23	クロロホルム	健康関連	0.06mg/l以下		0.004			0.018			0.007			0.003		4	0.0080	0.018	0.003
24	ジクロロ酢酸	健康関連	0.04mg/l以下		0.002			< 0.002			< 0.002			< 0.002		4	< 0.002	< 0.002	< 0.002
25	ジブロモクロロメタン	健康関連	0.1mg/l以下		0.002			0.004			0.002			0.002		4	0.003	0.004	0.002
26	臭素酸	健康関連	0.01mg/l以下		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001		4	< 0.001	< 0.001	< 0.001
27	総トリハロメタン	健康関連	0.1mg/l以下		0.010			0.033			0.015			0.008		4	0.017	0.033	0.008
28	トリクロロ酢酸	健康関連	0.2mg/l以下		0.002			0.006			0.005			0.003		4	< 0.004	< 0.006	< 0.002
29	ブロモジクロロメタン	健康関連	0.03mg/l以下		0.004			0.011			0.006			0.003		4	0.006	0.011	0.003
30	ブロモホルム	健康関連	0.09mg/l以下		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001		4	< 0.001	< 0.001	< 0.001
31	ホルムアルデヒド	健康関連	0.08mg/l以下		< 0.008			< 0.008			< 0.008			< 0.008		4	< 0.008	< 0.008	< 0.008
32	亜鉛及びその化合物	性状関連	1.0mg/l以下					< 0.005								1	< 0.005	< 0.005	< 0.005
33	アルミニウム及びその化合物	性状関連	0.2mg/l以下					0.05								1	< 0.05	0.05	< 0.05
34	鉄及びその化合物	性状関連	0.3mg/l以下					0.06								1	< 0.06	< 0.06	< 0.06
35	銅及びその化合物	性状関連	1.0mg/l以下					< 0.01								1	< 0.01	< 0.01	< 0.01
36	ナトリウム及びその化合物	性状関連	200mg/l以下					8								1	8	8	8
37	マンガン及びその化合物	性状関連	0.05mg/l以下					< 0.005								1	< 0.005	< 0.005	< 0.005
38	塩化物イオン	性状関連	200mg/l以下	7.10	11.00	11.00	12.00	12.00	10.00	9.40	8.20	8.30	10.00	8.70	9.20	12	9.74	12.00	7.10
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	性状関連	300mg/l以下					45								1	45	45	45
40	蒸発残留物	性状関連	500mg/l以下					102								1	102	102	102
41	陰イオン界面活性剤	性状関連	0.2mg/l以下					< 0.02								1	< 0.02	< 0.02	< 0.02
42	ジオスミン	性状関連	0.00001mg/l以下					0.000001								1	< 0.000001	0.000001	< 0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	性状関連	0.00001mg/l以下					0.000001								1	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
44	非イオン界面活性剤	性状関連	0.02mg/l以下					< 0.004								1	< 0.004	< 0.004	< 0.004
45	フェノール類	性状関連	0.005mg/l以下					< 0.0005								1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
46	有機物(全有機炭素の量)	性状関連	5.0mg/l以下	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6	0.8	0.7	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	12	0.5	0.8	0.4
47	pH値	性状関連	5.8~8.6	7.2	7.1	7.2	7.4	7.5	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	12	7.4	7.5	7.1
48	味	性状関連	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	12	異常なし		
49	臭気	性状関連	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	12	異常なし		
50	色度	性状関連	5度以下	< 0.5	0.6	< 0.5	0.6	0.8	< 0.5	0.6	< 0.5	0.6	0.6	0.7	< 0.5	12	< 0.58	< 0.8	< 0.5
51	濁度	性状関連	2度以下	< 0.1	0.1	< 0.1	0.2	0.3	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.2	< 0.1	12	< 0.13	< 0.3	< 0.1
52	アンモニア性窒素			< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	12	< 0.05	< 0.05	< 0.05
53	残留塩素			0.50	0.35	0.35	0.20	0.10	0.20	0.20	0.25	0.35	0.40	0.55	0.40	12	0.32	0.55	0.10
54	気温			9.6	18.3	25.0	26.0	27.0	25.9	17.0	7.0	4.0	-4.0	-2.0	4.7	12	13.2	27.0	-4.0
55	水温			8.0	11.0	13.0	20.0	23.0	22.0	20.0	13.0	10.0	1.0	0.0	6.0	12	12.3	23.0	0.0

令和7年度水質検査結果一覧(浄水)			【 奥中山上水道 】													採水場所:小鳥谷配水池 配水管末端			
No.	項目名	区分	水質基準	2025/4/15	2025/5/13	2025/6/10	2025/7/15	2025/8/5	2025/9/17	2025/10/7	2025/11/11	2025/12/9	2026/1/20	2026/2/3	2026/3/5	回数	平均	最大	最小
1	一般細菌	健康関連	100個/ml以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0.00	0	0
2	大腸菌	健康関連	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	12	不検出		
3	カドミウム及びその化合物	健康関連	0.01mg/l以下					< 0.0003								1	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4	水銀及びその化合物	健康関連	0.0005mg/l以下					< 0.00005								1	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	健康関連	0.01mg/l以下					< 0.001								1	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6	鉛及びその化合物	健康関連	0.01mg/l以下					< 0.001								1	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	健康関連	0.01mg/l以下					< 0.001								1	< 0.001	< 0.001	< 0.001
8	六価クロム化合物	健康関連	0.02mg/l以下					< 0.002								1	< 0.002	< 0.002	< 0.002
9	亜硝酸態窒素	健康関連	0.04mg/l以下		< 0.004			< 0.004			< 0.004			< 0.004		4	< 0.004	< 0.004	< 0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	健康関連	0.01mg/l以下		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001		4	< 0.001	< 0.001	< 0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	健康関連	10mg/l以下		0.40			0.40			0.39			0.39		4	0.40	0.40	0.39
12	フッ素及びその化合物	健康関連	0.8mg/l以下					< 0.08								1	< 0.08	< 0.08	< 0.08
13	ホウ素及びその化合物	健康関連	1.0mg/l以下					< 0.1								1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
14	四塩化炭素	健康関連	0.002mg/l以下					< 0.0002								1	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15	1,4-ジオキサン	健康関連	0.05mg/l以下					< 0.005								1	< 0.005	< 0.005	< 0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	健康関連	0.04mg/l以下					< 0.004								1	< 0.004	< 0.004	< 0.004
17	ジクロロメタン	健康関連	0.02mg/l以下					< 0.002								1	< 0.002	< 0.002	< 0.002
18	テトラクロロエチレン	健康関連	0.01mg/l以下					< 0.001								1	< 0.001	< 0.001	< 0.001
19	トリクロロエチレン	健康関連	0.03mg/l以下					< 0.001								1	< 0.001	< 0.001	< 0.001
20	ベンゼン	健康関連	0.01mg/l以下					< 0.001								1	< 0.001	< 0.001	< 0.001
21	塩素酸	健康関連	0.6mg/l以下		< 0.06			< 0.06			< 0.06			< 0.06		4	< 0.06	< 0.06	< 0.06
22	クロロ酢酸	健康関連	0.02mg/l以下		< 0.002			< 0.002			< 0.002			< 0.002		4	< 0.002	< 0.002	< 0.002
23	クロロホルム	健康関連	0.06mg/l以下		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001		4	< 0.001	< 0.001	< 0.001
24	ジクロロ酢酸	健康関連	0.04mg/l以下		< 0.002			< 0.002			< 0.002			< 0.002		4	< 0.002	< 0.002	< 0.002
25	ジブロモクロロメタン	健康関連	0.1mg/l以下		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001		4	< 0.001	< 0.001	< 0.001
26	臭素酸	健康関連	0.01mg/l以下		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001		4	< 0.001	< 0.001	< 0.001
27	総トリハロメタン	健康関連	0.1mg/l以下		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001		4	< 0.001	< 0.001	< 0.001
28	トリクロロ酢酸	健康関連	0.2mg/l以下		< 0.002			< 0.002			< 0.002			< 0.002		4	< 0.002	< 0.002	< 0.002
29	ブロモジクロロメタン	健康関連	0.03mg/l以下		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001		4	< 0.001	< 0.001	< 0.001
30	プロモホルム	健康関連	0.09mg/l以下		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001		4	< 0.001	< 0.001	< 0.001
31	ホルムアルデヒド	健康関連	0.08mg/l以下		< 0.008			< 0.008			< 0.008			< 0.008		4	< 0.008	< 0.008	< 0.008
32	亜鉛及びその化合物	性状関連	1.0mg/l以下					< 0.005								1	< 0.005	< 0.005	< 0.005
33	アルミニウム及びその化合物	性状関連	0.2mg/l以下					< 0.02								1	< 0.02	< 0.02	< 0.02
34	鉄及びその化合物	性状関連	0.3mg/l以下					< 0.03								1	< 0.03	< 0.03	< 0.03
35	銅及びその化合物	性状関連	1.0mg/l以下					< 0.01								1	< 0.01	< 0.01	< 0.01
36	ナトリウム及びその化合物	性状関連	200mg/l以下					3								1	3.0	3.0	3.0
37	マンガン及びその化合物	性状関連	0.05mg/l以下					< 0.005								1	< 0.005	< 0.005	< 0.005
38	塩化物イオン	性状関連	200mg/l以下	2.80	2.70	2.90	2.80	2.80	2.90	2.80	2.80	2.90	3.00	2.80	2.70	12	2.83	3.00	2.70
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	性状関連	300mg/l以下					24								1	24	24	24
40	蒸発残留物	性状関連	500mg/l以下					64								1	64	64	64
41	陰イオン界面活性剤	性状関連	0.2mg/l以下					< 0.02								1	< 0.02	< 0.02	< 0.02
42	ジェオスミン	性状関連	0.00001mg/l以下					< 0.000001								1	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	性状関連	0.00001mg/l以下					< 0.000001								1	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
44	非イオン界面活性剤	性状関連	0.02mg/l以下					< 0.004								1	< 0.004	< 0.004	< 0.004
45	フェノール類	性状関連	0.005mg/l以下					< 0.0005								1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
46	有機物(全有機炭素の量)	性状関連	5.0mg/l以下	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	0.7	< 0.2	< 0.2	< 0.2	12	< 0.24	< 0.70	< 0.20
47	pH値	性状関連	5.8~8.6	8.0	8.0	8.1	7.9	8.0	8.0	7.9	7.9	8.0	8.0	8.0	8.0	12	8.0	8.1	7.9
48	味	性状関連	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	12	異常なし		
49	臭気	性状関連	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	12	異常なし		
50	色度	性状関連	5度以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	12	< 0.5	< 0.5	< 0.5
51	濁度	性状関連	2度以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	12	< 0.1	< 0.1	< 0.1
52	アンモニア性窒素			< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	12	< 0.05	< 0.05	< 0.05
53	残留塩素			0.25	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.10	0.15	0.15	0.20	0.20	0.15	12	0.16	0.25	0.10
54	気温			17.0	12.0	23.0	27.0	25.0	25.9	14.0	6.0	2.0	-5.0	-4.0	14.0	12	13.1	27.0	(5.0)
55	水温			9.0	12.0	18.0	21.0	22.0	22.0	19.0	12.0	8.0	1.0	0.0	7.0	12	12.6	22.0	0.0

お問合せ先 一戸町役場 建設部 上下水道課

住 所 〒028-5311

岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 29-4

電話番号 0195-33-4852

F A X 0195-31-1102

e - m a i l jougesuidou@town.ichinohe.iwate.jp